

2008年（平成20年）3月24日

教育委員会定例会資料

次に掲げる藤沢市指定文化財（無形民俗文化財）を解除する。

- 1 名称 「葛原盆おどり」及び「遠藤盆おどり」
- 2 管理者 「葛原芸能保存会」及び「遠藤民俗芸能保存会」
- 3 指定解除年月日 2008年（平成20年）2月5日

#### 解除理由

「葛原盆おどり」及び「遠藤盆おどり」が、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第26条第1項の規定に基づき、神奈川県無形文化財に指定されたので、藤沢市指定文化財（無形民俗文化財）の指定を解除する。

#### 参考

神奈川県文化財保護条例（抜粋）

（県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定）

#### 第26条第1項

教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを神奈川県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、県の区域内に存する無形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを神奈川県無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

## 参 考

「神奈川県指定無形民俗文化財『相模のささら踊り』の概要」

名 称 相模のささら踊り

概 要 昭和に復活した、江戸時代の少女の盆踊り

旧相模国内には、江戸初期から享保の頃にかけて流行した小町踊り・七夕踊りの流れをくむ、若い女性だけによる盆踊りが広く分布し、明治の中頃まで盛況を見ていたが、大正末期にはその殆どが廃絶した。

現行のものは、昭和28年に復活された南足柄市の「足柄ささら踊り」（昭和42年県指定済）が最初で、その後各地で類似の盆踊りが復活されたものである。

その歌詞は独特で、七七を基調とする長詞型のものは、中世期の風流の歌謡を髣髴させ、隣接する地域との悪口を混じえた掛け合いの形態を有するものは、掛け踊りの古風を偲ばせる。舞踊的には、老若男女全てが参加し得る一般の盆踊りとは異なり、揃いの浴衣に帯を締めた襷掛けの少女を中心とした女性だけのものであり、ビンザサラを突き、小太鼓を打つことに他の盆踊りとは異なった特徴を有する。右回りの丸踊りを基本とし、扇を2本もつ扇踊りがその代表的なものである。

「相模のささら踊り」は、「足柄ささら踊り」とあわせて、旧武蔵国との関わりや旧相模国域における盆の芸能の伝播の実態を探り、各地域の特色を知る上で貴重な資料となっている。